



茨城県事業者支援一時金

(中小企業・個人事業者等対象)

主な事業（売上の50%以上を占める事業）が、県の非常事態宣言等に伴う、営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請の影響を受け2021年8月又は9月の売上が2020年（又は2019年）の同月比で30%以上減少した県内事業者に対し、一時金を支給します。

※ 対象となる事業者の具体例については裏面をご確認ください。

支給額(1事業者あたり)

【一般枠】 20万円 ～ 500万円 (1回限り)

※ 事業規模（年間売上高（税抜））により、支給額が異なります。

【酒類枠】 法人:20～60万円/月 個人:10～30万円/月 (最大2ヶ月分)

※ 月間売上の減少割合等により支給額が異なります。

※ 売上状況を審査した結果、上記金額に満たない場合があります。

※ 酒類製造免許又は酒類販売業免許を所有する事業者は、一般枠又は酒類枠（地方創生臨時交付金協力要請推進枠活用）のいずれかを選択して申請できます。

本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象となります。

受付期間

※当日消印有効

令和3年10月29日（金）から**令和3年12月28日（火）**

申請方法

申請要領などを必ず県HPで確認の上、申請ください。

電子申請（県のホームページからアクセス：URL裏面）

※添付書類の合計が20MBを超えると申請できません。20MBを越える場合は、原則書面申請としてください。

500KBの写真40枚程度までは添付可能ですので目安としてください。

書面申請（簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、以下へ送付）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

お問い合わせ先

茨城県事業者支援一時金 相談窓口

電話：029-301-5558（平日9時から17時）

※相談内容が複雑な場合には、対面やWEBでの相談対応もできますのでお問合せください。

支給対象となる事業者

次の①又は②に該当する「県内事業者」が対象となります。

個別具体的なケースにつきましては、お問合せください。

①営業時間短縮要請を受けた事業者（飲食店及びカラオケ店、大規模集客施設）と直接の取引がある（※）事業者

※時短要請対象事業者との年間取引金額が全体の50%以上を占めること

営業時間短縮
要請に協力した
事業者
(飲食店、大規模
集客施設)

直接取引

＜一時金支給対象の具体例＞

- 食品加工・製造事業者
- 食器・調理器具・備品販売事業者
- 接客・清掃サービス事業者
- 流通関連事業者 等

②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主な事業（※）が対面で行う個人向け販売やサービス提供する事業者

※年間売上高が全体の50%以上を占める事業

外出自粛要請
等に応じた個人

対面での販売
サービス

＜一時金支給対象の具体例＞

- 旅行・宿泊・旅客運送関連事業者
- 教育・文化・娯楽・スポーツ・イベント関連事業者
- 冠婚葬祭事業者 ○マッサージ、エステ、整体院
- 小売、理・美容、生活衛生関連事業者 等

支給対象外となる主な場合

- ・要件②で、主に個人向けに対面で販売・サービスをしていない場合（BtoB事業者、オンライン販売事業者）
- ・県内事業者ではない場合（県内事業者とは「茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、2020年（又は2019年）において所得税又は法人税の納税地が茨城県内である場合」です。）
- ・売上減少の理由が、県の非常事態宣言等の影響によらない場合（体調不良、天候不順等による売上減）
- ・茨城県から、飲食店及びカラオケ店や大規模集客施設に対する営業時間短縮要請を受けた場合

支給に係る審査等



- ・審査過程において、職員による事情聴取や立入検査等を行うことがあります。
- ・対象月売上確認のため、令和3年確定申告書の提出を求める場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給を行った場合、速やかに支給額を返還していただきます。
※併せて加算金（年利10.95%）及び延滞金の納付を要します。
- ・悪質な場合は、申請者の屋号・氏名等を公表するとともに、**刑事告発**等の対応をさせていただきます。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/ichijikin/kanren_ichijikin_2108-09.html

